

(委託) R 5. 9 一般 制限あり

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 19 日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

防護マスク（半面） 39 個

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

(4) 納入場所

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

（鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地 鳥取県庁第二庁舎 2 階）

(5) 入札方法

入札は紙入札により行うものであるもの。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

なお、入札金額の内訳として消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書別添防護マスク（半面）仕様書の 3 に示す指定品の 1 個当たりの単価（税抜）に数量を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 大分類：医療・理化学機器類 小分類：医療機器

イ 大分類：医療・理化学機器類 小分類：理化学機器

ウ 大分類：医療・理化学機器類 小分類：計測機器

エ 大分類：薬品類 小分類：衛生材料

オ 大分類：その他の物品 小分類：消防・防災用品

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

(委託) R 5. 9 一般 制限あり

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

電話 0857-26-8831

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月19日(火)から同月25日(月)までの間にインターネットの鳥取県原子力防災ホームページ(<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月19日(火)から同月25日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) 同じ

(3) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。))により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年11月29日(金)午後3時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

イ 場所

(1) 同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に、令和6年11月29日(金)正午までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(委託) R 5. 9 一般 制限あり

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

